

審査の結果の要旨

氏名 中村裕司

米国では、コンセッション契約に基づく道路 PPP 事業が近年急増している。その一方で、民間事業者の収益性と公益保護のバランスに関する公的政策課題が次第に明らかになりつつある。本研究は、主として米国の道路 PPP 事業におけるコンセッション契約を対象に、民間事業者から見た事業リスク特性と、民間事業者の自由裁量性の大小に顕著な影響を及ぼす契約特性を抽出し、両者の相関関係を示す『相関図』を作成し、契約における民間収益の決め方の合理性を相対的に評価するシステムを構築することを目的としている。

第1章は、序論であり、研究の背景、目的、研究手法および関連する既往の研究を整理し、本研究の範囲と特徴を示している。

第2章では、本研究における道路 PPP 事業におけるコンセッション契約の定義について、論じている。ここでは、コンセッション契約をその構成要素を中心に、①建設費と運営費はコンセッションを付与された民間事業者によって賄われること、②資産の所有権は公共部門に属すること、③ほとんどのリスクが民間事業者に移転され、契約によって合意された機関にわたって、料金徴収する権利と道路を維持管理・運営する義務を負うこと、④利用料金を主たる収入源とすることを特徴とする契約として定義している。

第3章では、米国の道路 PPP 事業におけるコンセッション契約の現状について詳述している。契約の事例とその特徴、公的資金支援の仕組み、発生している事象を整理分析し、公益事業としての道路 PPP 事業が抱える課題を社会的厚生を最大化、公平性・平等性、安定性の観点から論じるとともに、コンセッション契約の中で制御可能な範囲を特定している。

第4章では、道路 PPP 事業におけるリスクとその分類方法および官民のリスク分担について既往の研究等を整理している。その結果に基づき、第5章において、民間事業者の収益性の観点から、事業リスク特性を評価する方法を提案し、これを用いて米国の道路 PPP 事業におけるリスクの高低を評価している。民間事業者が公的機関に代わって事業を実施する場合の、民間事業者の収入や支出といった経済的均衡に影響するリスク要因を指標の構成項目とし、これをプロジェクトリスク指標 (Project Risk Indicator : PRI) とした。選定した米国の道路 PPP 事業について契約当事者にアンケートを実施し、その結果に基づいて PRI を採点している。その結果、①2000年代前半の事業は後半の事業に比べリスクが高いこと、②テキサス州の事業は他の事業に比べリスクが小さいこと等、事業リスクの高低を定量的に測定できることが確認されている。

第6章では、道路 PPP 事業のコンセッション契約における民間事業者の自由裁量性を評価する枠組みを検討し、その評価方法を提案するとともに、米国の事例に対して適用している。公益遵守に関わる契約項目についての制約が小さいために民間収益にとって有利になる特性を「民間裁量性が大きい」とし、その逆、つまり公的制約が大きいために民間収益に不利になる特性を「民間裁量性が小さい」とし、これをプロジェクト契約指標 (Project Contract Indicator : PCI) とした。選定した米国の道路 PPP 事業およびフランス、スペイン、日本 (県の道路公社) について、PCI を採点評価している。その結果、①米国の 2000 年代前半の契約は後半に比べて民間裁量性が大きく、後半の契約は前半に比べて民間裁量性が小さいこと、②フランス、スペインの契約は米国の 2000 年代後半の契約の民間裁量性とほぼ同等であること、③日本の契約は民間裁量性がかなり小さいこと等、契約間の民間裁量性を定量的に比較できることを確認している。

第7章では、道路 PPP 事業における事業リスクの高低と、そのコンセッション契約における民間裁量性の大小の関係を分析する評価システムを提案し、これを用いて米国の9事例に適用している。その結果、調査対象とした9事例のうち、アベイラビリティペイメント方式を採用している事例を除いて、民間裁量性が大きい契約特性を有していることが確認されている。また、指標である PRI と PCI の独立性を検証するとともに、契約時の EBITDA (Earnings Before Interests, Taxes, Depreciation and Amortization) が入手できる2事業について相対比較をした結果、EBITDA の大小と評価システムの採点結果が示す傾向はよく符合していること、さらに、4つの事業の直近の収益実績を用いて比較したところ、実績値と評価システムの採点結果がよく符合していることが確認されている。

第8章においては、PRI と PCI を用いた評価システムを米国以外のスペイン、香港、オーストラリア、ならびに日本の道路公社事業についても適用し、比較分析している。また、日本の道路公社事業及びスペインの事業については、契約当時と現時点の両方を採点し、相関図上で比較するとともに、評価システムの活用方法として、日本の道路公社事業を事例として、PRI 及び PCI の補正方法と手順を示し、リスクの軽減と民間裁量性の緩急によって、相関図上での位置を是正できることを示している。

第9章は、結論であり、本研究で得られた成果を取り纏めるとともに、提案する評価システムの限界を示し、今後の課題を提示している。

本研究は、道路 PPP 事業のコンセッション契約における民間事業者の収益性に着目し、事業のリスクの高低と民間事業者の自由裁量性の大小について相対的な位置付けを比較分析する手法を構築したものである。この手法は、コンセッション契約における民間事業者の収益の決め方の合理性を把握する評価システムとして活用でき、社会的に有用な成果を挙げたものと評価できる。

よって、本論文は博士 (工学) の学位請求論文として合格と認められる。